

令和8年度「わたしと年金」エッセイ審査業務
仕様書

日本年金機構事業推進統括部

令和8年6月

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の目的

日本年金機構（以下「機構」という。）では、公的年金制度の周知、啓発活動の一環として「わたしと年金」エッセイ（以下「エッセイ」という。）を公募し、優秀な作品を表彰している。

応募いただいた作品を一定期間内に客観的かつ同一水準で審査し、評価することを目的として業務委託する。

(2) 委託業務の概要

① 審査・評価業務

(ア) 全てのエッセイの審査・評価

*1 作品につき3名が審査を行い、その平均点をもって順位（評価付け）を行うこと。

(イ) 「審査結果一覧表」への評価結果の登録

(ウ) 「審査結果総括表」の作成

(エ) 上位50作品の選出

② 上位50作品について過去の受賞作品等からの流用の確認

③ 上位50作品について生成AI使用割合の確認

④ 上位50作品のデータファイル（Wordファイル）の作成

⑤ 上位50作品の作品概要（Excelファイル）の作成

参考「審査処理フロー」

(3) 再委託

当該業務における業務遂行管理部分及び上記（2）①から③は、再委託することはできない。

2 委託予定件数

2,010件

※数量は予定であることから、増減があっても異議を申し立てないこと。

3 委託業務の期間

委託期間 契約締結日～令和8年10月30日（契約終了日）

履行期間 令和8年8月25日（履行開始日）～令和8年10月14日（履行終了日）

※ 履行期間とは、委託期間のうち、納品を行うための作業等が可能となる日（履行開始日）から、作品等の返却を行った旨を機構に報告する日（履行終了日）までのことをいう。

4 納品日

(1) 「審査結果一覧表」及び「審査結果総括表」：令和8年10月2日

(2) 「作品のデータファイル」、「作品概要」及び「作品」の返却：令和8年10月14日

5 履行場所

受託事業者が用意する場所（日本国内に限る）とする。施設ができ、独立性が保たれるなど、セキュリティが確保された場所を実施する。

6 審査体制

(1) 審査体制の構築

- ① 受託事業者は、契約後速やかに機構と業務の実施方法やスケジュールに関する打合せを行うとともに、別添 1-1「業務委託員名簿」及び審査等業務工程表の作成、上記5の履行場所（エッセイ送付先）を指定し、機構に提出すること。
- ② 審査等業務の実施に当たっては、受託事業者に全体を総括する総括管理責任者を1名置くこと。なお、当該者については、下記（2）に定める審査責任者を兼務して差し支えない。
- ③ 審査に当たっては、常時、審査責任者1名及び審査担当者2名（以下「審査担当者等」という。）で構成される審査体制を構築すること。

(2) 審査責任者の条件

受託事業者は、以下のいずれかの条件を満たす者を審査責任者に選任する。

- ・ 学校教育法第1条に定める教育機関（幼稚園を除く）の教諭又は講師の免許を保持する者
- ・ 過去に「エッセイなどを審査する会社において審査した経験がある者」で、責任者として業務を遂行できる職位にある者

(3) 総括管理責任者、審査担当者等の変更

総括管理責任者又は審査担当者等を変更する場合には、変更する日の前日までに別添 1-2「業務委託員名簿（変更）」を機構へ提出すること。

(4) 再委託に関する申請

受託事業者が、業務の一部を他の会社（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に請け負わせる場合には、再委託開始予定日の7日前までに別添 1-3「再委託承認申請書」を機構へ提出すること。

(5) 留意事項

- ① 受託事業者は、作業開始前に、総括管理責任者及び審査責任者と作業内容の確認を含む事前協議を機構と行うとともに、作業開始後から終了するまでの間においても必要に応じて協議を行う。
- ② 受託事業者は、審査結果が公平なものとなるよう審査担当者等を適切に監督するとともに、必要な指示を行う。
- ③ 上記（1）②及び③に該当する者は令和8年度「わたしと年金」エッセイに応募することはできない。

7 作業手順

(1) 作品の受領

受託事業者は、機構が以下の①の作業後に、②のスケジュールで送付する作品（紙媒体）を受領する。

なお、災害や天候不良などで送達できない場合には、別途機構から連絡するため、審査体制の見直しを行うなど適宜対応すること。

① 製本及び梱包

機構は、送付する全ての作品について、右上部へ一連番号を記載して1編にし、

別添 2「作品番号確認表」に必要事項を記載し添付する。

機構から受託事業者への送付に当たっては、梱包物ごとに、別添 3「送付書」に受託事業者への送付日など必要事項を記載し、梱包物内に同封する。

なお、梱包数が複数となる場合は、梱包物の上部に「〇個中×個」と記載する。

② 発送スケジュール（予定）

1 回目：令和 8 年 8 月 25 日（火） 60 件

2 回目：令和 8 年 9 月 7 日（月） 200 件

3 回目：令和 8 年 9 月 10 日（木） 300 件

4 回目：令和 8 年 9 月 14 日（月） 725 件

5 回目：令和 8 年 9 月 17 日（木） 725 件

※ 予定であることから、発送回数や数量の増減、発送日の変更等があっても異議を申し立てないこと。

(2) 受領した作品の数量確認

受託事業者は、作品を受領後、送付書に記載された送付数量と受領した作品の数量を確認し、相違がない場合には、「受領編数確認印（受託事業者責任者）」欄に審査責任者が押印する。

なお、数量に相違がある場合には、速やかに機構へ連絡する。

(3) 審査業務

受託事業者は、機構から送付された全ての作品について、下記の手順により業務を行う。

① 審査

別添 4「採点基準」に基づき、必須条件を満たしているかを確認する。また、「年金の大切さが語られている」等の各項目について採点する。

その際に作品のテーマが下記ア～エのいずれかのジャンルに当てはまるかを判定すること。

ア 年金制度全般

イ 老齢年金

ウ 障害年金

エ 遺族年金

なお、3 名の判定したジャンルがすべて相違している場合は、審査責任者の判断によるものとする。

審査結果については、別添 5「審査結果一覧表」に、作品に付された一連番号ごとに 3 名の審査結果等を記載する。

② 審査結果の確認及びデータ入力等

審査担当者等は、全作品について、①の審査が終了するごとに公平な審査結果となっているか見直しを行い、必要に応じて再審査を行う。また、①の審査で 1 作品ごと 3 名の採点平均に基づいて作成された別添 5「審査結果一覧表」をデータ化し、総合得点の高い順に並び替えを行い、上位 50 作品を選出する。

③ 審査責任者の確認

審査責任者は、審査業務が完了したことを確認し、別添 5「審査結果一覧表」の

「作業完了審査責任者確認」欄に押印する。

④ 「審査結果総括表」の作成

上記の作業を経て作成した別添 5 「審査結果一覧表」に基づき別添 6 「令和 8 年度「わたしと年金」エッセイ審査結果総括表」を作成する。

⑤ 流用の確認

上記④の上位 50 作品については、作品の一部もしくは全文について、以下のア及びイからの流用がないかの確認を行う。

ア 過去のエッセイ入賞作品（機構ホームページからダウンロードすること）。

イ すべての応募作品の中で明らかに同じ内容の作品。

流用が確認された作品については順位付けを行わないこととし、別添 5 「審査結果一覧表」の「備考」欄にその旨記載する。

なお、流用の確認については、生成 AI*の使用を認める。確認方法については、受託事業者が機構へ内容が分かる資料を提出すること。

*プロンプトの作成は、受託事業者が行うこと。

また、生成 AI を使用する際は、以下のア～ウを遵守すること。

ア 過去受賞作品をすべて取り込み、当年度の上位 50 作品が流用作品でないかを確認。

イ 生成 AI 使用の際に、アカウントを使用する場合は、受託事業者のアカウントを使用すること。

ウ 入力データ等は生成 AI の学習に利用されないこと。

また、最終的なチェックは、審査責任者が行い、他の作品等からの流用と思われる作品が上位 50 作品に選出されることがないように厳格に行うこと。

⑥ 生成 AI 使用割合の確認

上記⑤流用の確認後、上位 50 作品について、生成 AI 使用割合の確認を AI チェッカー又はチャット AI 等*で行うこと。確認方法については、受託事業者が機構へ内容が分かる資料を提出すること。

なお、生成 AI 使用割合は別添 5 「審査結果一覧表」に記載すること。

*プロンプトの作成は、受託事業者が行うこと。

⑦ 上位 50 作品の「エッセイ作品 (Word ファイル)」の作成

上記①から⑥の作業を経て選出された上位 50 作品について、Microsoft Word 形式でのデータファイル化をア～エの順序で行うこと。

ア データファイルは別添 7 「エッセイ作品 (Word ファイル)」を参照し、作品ごとに作成すること。なお、データファイル化に際しては原文のままとし、誤字・脱字等（以下「誤字等」という。）があっても修正は行わないこと。改行位置も原文のまま保持すること。

イ 原文と相違がないことを審査担当者等のうち 2 名以上で確認すること。

ウ 気付いた誤字等や改善点は Microsoft Word のコメント機能で記載しておくこと。コメント記載後は、内容に誤りがないことを審査担当者等のうち 2 名以上で確認すること。

エ 誤字等がないことを生成 AI で確認すること。誤字等が発見された場合は、ウと同じくコメント機能で記載すること。

⑧ 上位 50 作品の「作品概要 (Excel ファイル)」の作成

上記①から⑥の作業を経て選出された上位 50 作品について、作品概要を作成する。ファイルは別添 8「作品概要 (Excel ファイル)」を参照して作成すること。なお、作品概要には、上記①審査で判別したジャンル、作品内容をまとめた一文、及び 150～200 字程度の説明文を記載すること。

(4) エッセイの返却

受託事業者は、返却の際、別添 3「送付書」に受託事業者から機構への送付日及び本梱包における編数の確認の各欄に必要な事項を記載し、「返却編数確認印 (受託事業者責任者)」欄に審査責任者が押印の上、梱包物に同封する。

返却期限は令和 8 年 10 月 14 日 (水) 17 時必着とする。

送付する場合は配達状況の記録が残る方法で送付すること。

8 納品物及び納品期限

(1) 納品物

- ① 上記 7 (3) で作成した別添 5「審査結果一覧表」及び別添 6「審査結果総括表」
- ② 上記 7 (3) で作成した上位 50 作品の「エッセイ作品 (Word ファイル)」及び「作品概要 (Excel ファイル)」

なお、上記は機構が提供するセキュア USB メモリに電子ファイルで納品すること。また、電子ファイルを納品する際は事前に最新のウィルスパターンでウィルスチェックを行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

(2) 納品場所

納品物の納品場所は下記 9 のとおりとする。

(3) 納品期限

- ① 別添 5「審査結果一覧表」及び別添 6「審査結果総括表」
令和 8 年 10 月 2 日 (金) 17 時必着。
- ② 上位 50 作品の「エッセイ作品 (Word ファイル)」及び「作品概要 (Excel ファイル)」
令和 8 年 10 月 14 日 (水) 17 時必着。

9 所管部署

日本年金機構本部
事業推進統括部 地域年金事業グループ
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西 3-5-24
電話：03-5344-1100 (内線 2648)
担当：鈴木、橋川、石内

10 作品の取扱いに関する事項

- (1) 受託事業者は、委託業務で取扱う作品は漏えい、紛失、毀損等が発生しないよう措置を講ずること。

(2) 受託事業者は、作品の保管・管理にあたっては、紛失・棄損等が生じないよう最善の注意を払うこと。

1.1 業務研修

受託事業者は、機構ホームページからパンフレット「知っておきたい年金のはなし」等をダウンロードし、審査担当者等に対する事前研修を実施すること。

また、審査担当者等が機構の仕様を満たす審査業務を遂行できるよう、機構ホームページから、エッセイ入賞作品をダウンロードし、熟読させること。

他の作品等からの流用と思われる作品を、各審査担当者等が審査時に把握できるよう、受託事業者において情報を収集した資料（以下「研修資料」という。）を、審査担当者等に熟読させるなど必要な研修を実施するとともに、研修日、研修講師及び研修資料など研修内容が分かる資料を研修終了後速やかに機構の担当者へ提出すること。

1.2 仕様書等の明確化等

(1) 仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時、又は仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時は、機構と受託事業者は協議のうえ、仕様書等の不明瞭な点を明確にするための書面を速やかに取り交わすこととする。

(2) 上記(1)の書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、機構と受託事業者が協議のうえ決定する。

(3) 受託事業者は、本審査等業務における審査方法などについて提言があれば、具体的な内容の提言を書面で行うこと。

1.3 エッセイの応募要領

(1) 応募作品

① 公的年金制度をテーマにしたエッセイ。

(例：公的年金の大切さ。応募者やその家族と公的年金とのかかわり。公的年金についての考え。)

② 日本語で1,000～2,000文字程度。

③ 内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限る。

(2) 賞

厚生労働大臣賞

日本年金機構理事長賞

優秀賞

入選

(3) 応募資格者

中学生以上

(4) 応募期間

令和8年6月1日(月)～令和8年9月7日(月)当日消印有効

14 昨年度の審査実績

(1) 審査等業務

以下の①の必須条件を満たしているかを確認するとともに、②の採点基準の各項目について採点し、全てのエッセイを審査する。

① 必須条件

- ア 応募者や、自身の家族との公的年金制度の関わりをテーマにしたものであること。
- イ 自分の言葉で表現されており、テーマに対する自身の見解や心情が伝わる内容であること。
- ウ 不適切な表現がされていないこと（差別用語、制度批判）。
- エ エッセイの文字数が 901 字以上 2,100 字未満であること。
- オ 応募者の国籍は問わないが、日本語で書かれたものであること。
- カ 内容は未発表のものに限ること。

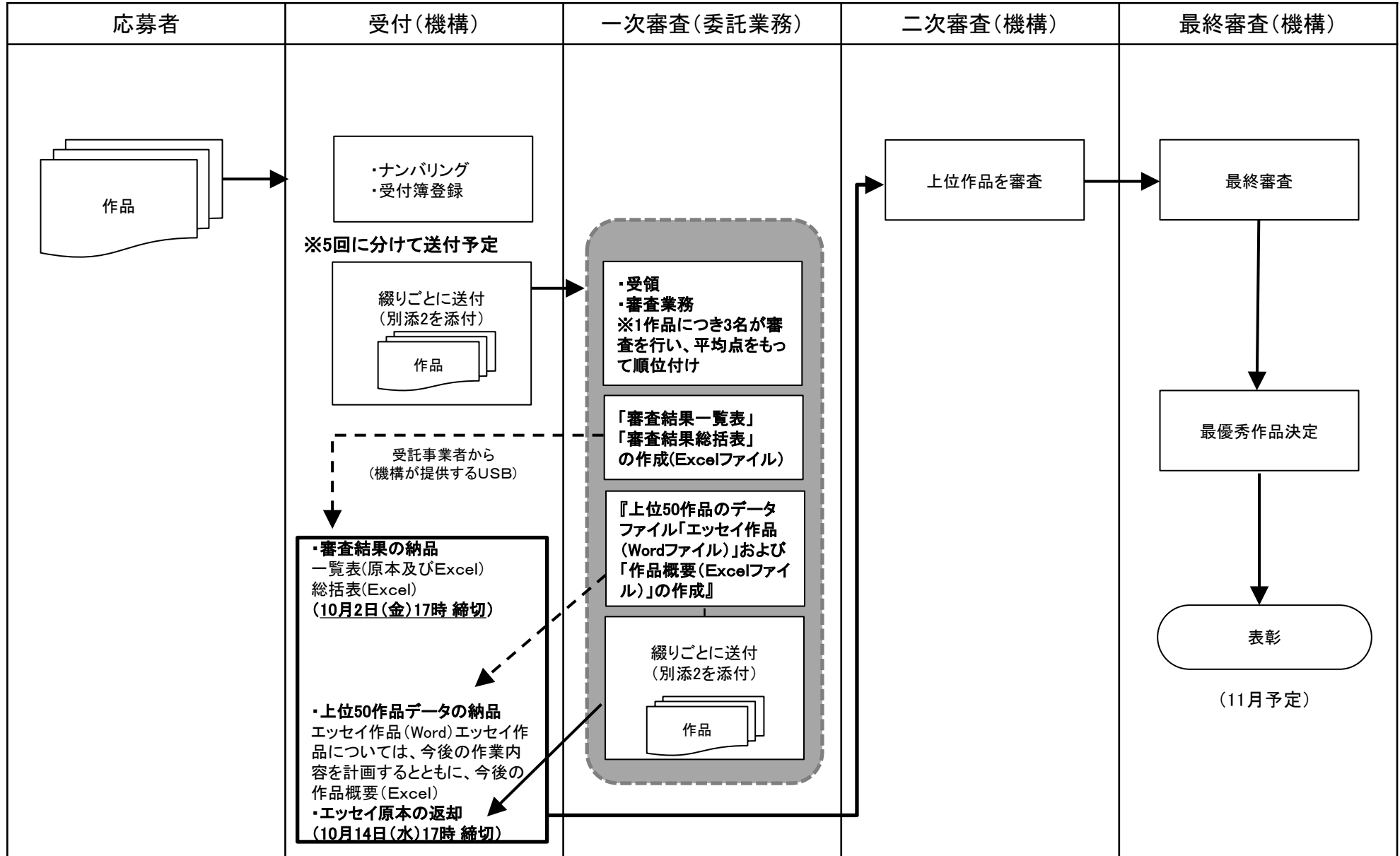
② 採点基準


- ア 年金の大切さが語られている（0～10点）。
- イ 具体的でわかりやすい内容となっている（0～10点）。
- ウ 自己の意見が伝わる（好感が得られる）（0～10点）。
- エ 構成が論理的で明快である（文章全体の構成が適切で読みやすい）（0～10点）。
- オ 加点（読み終えた後の印象の良さ、総合力など）（0～10点）。

(2) 1件あたりの審査標準時間

10～15分程度。

審査処理フロー



 内が業務委託部分

日本年金機構 理事長代理人
事業推進統括部長 福嶋 清 殿

令和 年 月 日

所在地
法人名又は商号
氏名 印

業務委託員名簿

日本年金機構の「令和8年度「わたしと年金」エッセイ審査業務」の受託に関し、業務履行体制等にかかる必要な情報を下記のとおり通知します。

業務委託員数

項番	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
管理番号	氏名	ふりがな	履行場所	管理者	雇用形態の別 (直接雇用・派遣)	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	備考
1								
2								
3								
4								

注】業務委託員の個人情報等の提出にあたり、あらかじめ本人の同意を得ること（派遣労働者を含む）。

注】業務委託員名簿の提出後、ア 業務委託員を新たに従事させる場合、イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合、ウ 従事している業務委託員に関する

①から⑦の事項を変更する場合には、変更を行う前日までに「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。

- ・「管理番号」欄は、業務委託員を新たに従事させる都度、業務委託員固有の管理番号を払い出した上で、通し番号とすること。
- ・「③履行場所」欄は、業務委託員が主に業務に従事する場所を記載すること。
- ・「④管理者」欄は、業務委託員が「総括管理責任者、総括管理責任者兼審査責任者、審査責任者」のいずれかに該当する場合、記載すること。
- ・審査責任者に該当する場合は、「⑧備考」欄に「ア（学校教育法第1条に定める教育機関（幼稚園を除く）の教諭又は講師の免許保持者）」又は「イ（エッセイ等を審査する会社において審査した経験がある者）」を記載すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構 理事長代理人
事業推進統括部長 福嶋 清 殿

所在地
法人名又は商号
氏名

印

業務委託員名簿

記載例

日本年金機構の「令和8年度「わたしと年金」エッセイ審査業務」の受託に関し、業務履行体制等にかかる必要な情報を下記のとおり通知します。

業務委託員数
4

項番	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
管理番号	氏名	ふりがな	履行場所	管理者	雇用形態の別 (直接雇用・派遣)	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	備考
1	年金太郎	ねんきんたろう	Aセンター	総括管理責任者	直接雇用			
2	年金花子	ねんきんはなこ	Bセンター	審査責任者	直接雇用			ア
3	機構和子	ねんきんかずこ	Bセンター		直接雇用			
4	機構知恵	きこうちえ	Bセンター		派遣	×××人材派遣株式会社	般00-777*7	

注】業務委託員の個人情報等の提出にあたり、あらかじめ本人の同意を得ること（派遣労働者を含む）。

注】業務委託員名簿の提出後、ア 業務委託員を新たに従事させる場合、イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合、ウ 従事している業務委託員に関する

①から⑦の事項を変更する場合には、変更を行う前日までに「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。

- ・「管理番号」欄は、業務委託員を新たに従事させる都度、業務委託員固有の管理番号を払い出した上で、通し番号とすること。
- ・「③履行場所」欄は、業務委託員が主に業務に従事する場所を記載すること。
- ・「④管理者」欄は、業務委託員が「総括管理責任者、総括管理責任者兼審査責任者、審査責任者」のいずれかに該当する場合、記載すること。
- ・審査責任者に該当する場合は、「⑧備考」欄に「ア（学校教育法第1条に定める教育機関（幼稚園を除く）の教諭又は講師の免許保持者）」又は「イ（エッセイ等を審査する会社において審査した経験がある者）」を記載すること。

日本年金機構 理事長代理人
事業推進統括部長 福嶋 清 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所在地
法人名又は商号
氏名

印

業務委託員名簿（変更）

記載例

日本年金機構の「令和8年度「わたしと年金」エッセイ審査業務」の受託に関し、業務履行体制等に必要の情報として、業務委託員名簿から変更した情報を下記のとおり通知します。

i	ii	iii	iv	v
前回までに払い出した最終管理番号	前回までに業務を終了させた業務委託員の総人数	今回、新たに業務に従事させる業務委託員の人数	今回、業務を終了させる業務委託員の人数	変更後の業務委託員数 (= i - ii + iii - iv)
4	0	1	1	4

項番	①	②			変更する項番	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
管理番号	氏名	ふりがな	業務従事日	業務終了日		履行場所	管理者	雇用形態の別 (直接雇用・派遣)	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	備考
3	機構和子	きこうかずこ		R7.7.31		Bセンター		直接雇用			
4	年金一郎	ねんきんいちろう	R7.8.1			Bセンター		直接雇用			
1	年金太郎	ねんきんたろう			③	Bセンター	総括管理責任者	直接雇用			

- 注】業務委託員名簿（変更）は、変更する日の前日までに提出すること。なお、業務委託員名簿（変更）については、総括管理責任者の記名押印による提出を可とする。
- ア 業務委託員を新たに従事させる場合は、「管理番号」欄に、前回までに払い出した最終管理番号の次の番号を記載した上で、「業務従事日」欄に、研修受講後の業務に従事させる予定日を記載すること。併せて項番①から⑦の内容を記載すること。
 - イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合は、「管理番号」欄に、業務委託員に付与している管理番号を記載した上で、「業務終了日」欄に、業務の従事を終える予定日を記載すること。併せて項番①から⑦の内容を記載すること。
 - ウ 従事している業務委託員に関する項番①から⑦の内容を変更する場合は、「変更する項番」欄に変更を行う項番①から⑦の全てを記載した上で、変更後の項番①から⑦の内容を記載すること。
- 注】項番①から⑦の各欄は、「業務委託員名簿」の注釈を参考として、記載すること。
- ※ 上記ウの場合において、「①氏名」及び「②ふりがな」欄を変更する場合は、業務委託員の氏名・ふりがなの変更に「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
事業推進統括部長 福嶋 清 殿

所在地
法人名又は商号
代表者名

⑩

再委託承認申請書

下記の令和8年度「わたしと年金」エッセイ審査業務のうち主体的部分を除く一部について下記に記載のとおり第三者に請け負わせることを承認願います。

なお、第三者に請け負わせる業務を含む一切の業務責任は、弊社にあること、弊社は第三者に請け負わせる業務を異なる第三者に更に請け負わせないこと、また、再委託先に対しては、本契約にて弊社に課されている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）を遵守させるほか、日本年金機構が必要に応じ再委託先に対して調査等を実施する場合には、これに応じさせることを誓約いたします。

記

(対象案件名) 令和8年度「わたしと年金」エッセイ審査業務

(委託部分) _____

(委託先業者名/住所/連絡先)

(委託する理由) _____

(委託先業者からの報告徴収方法)

※1 上記内容を記載する他、再委託先の履行能力について、機構が要求する内容（「運用仕様書作成手順」のⅢの1(1)から(4)、3及びⅣ）と同等以上となっていることがわかる書類を提出すること。

※2 運送業務を再委託する場合、上記※1に記載する書類は不要とし、当該業務に係る再委託先の運送約款を提出すること。また、再委託先事業者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。上記内容を記載するほか、再委託先の

【別添2】

作品番号確認表

作品番号
～

【別添3】

(機構→受託事業者) 令和 年 月 日
(受託事業者→機構) 令和 年 月 日

送付書

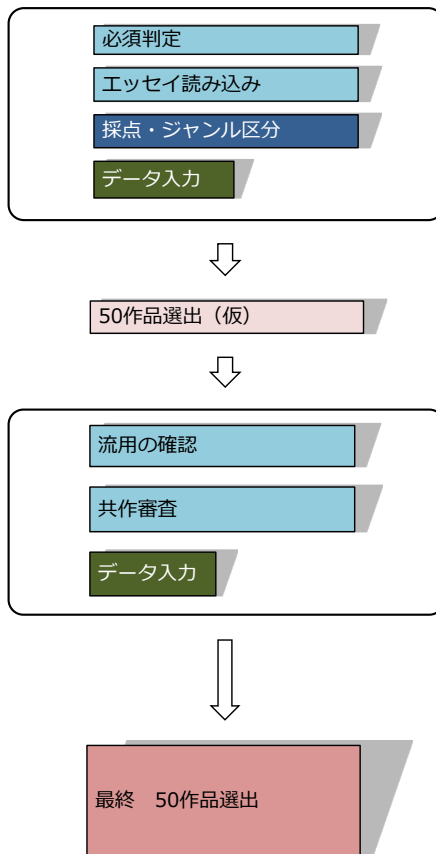
個中 個

全送付編数 (累計)

本梱包における編数の確認	
送付時	返却時
編数	編数
作品番号	作品番号
～	～
送付編数確認印 (機構)	返却編数確認印 (受託事業者責任者)
印	印
受領編数確認印 (受託事業者責任者)	受領編数確認印 (機構)
印	印

採点基準

審査業務(採点・盗作審査)→50作品選出



審査標準時間

1作品10～15分程度

日本人の平均読書スピード1分間に400文字～600文字・・・1作品2～3分

可能な限り同じクラスの作品は同一の人が同一日に担当する。(共作防止)

必須条件		審査結果 記入内容
内容		
公的年金をテーマとしていない作品	公的年金との関連を述べられていない	テーマNG
エッセイ原稿量 901字未満 もしくは エッセイ原稿量 2,100字以上	題名、氏名等は文字数に含めない。 原稿用紙でない場合は、目視で文字数判定	文字数範囲外
自身や身内以外のストーリー	本人、身内以外の個人が特定される恐れがある	ストーリーNG
エッセイの文字 判読困難	読み取り困難、日本語ではない場合	判読困難
不適切な表現がある	不適切な表現がされている場合 例) 差別用語、制度批判	不適切表現

ジャンル区分
年金制度、老齢年金、障害年金、遺族年金

【上位50作品】流用の確認(盗作審査)	審査結果 記入内容
過去作品等からの流用の可能性あり	盗作 ○○(作品わかるように)
【上位50作品】流用の確認(共作審査)	審査結果 記入内容
他の作品と共作の可能性あり	共作 ○○(作品わかるように)

採点基準

合計50点満点

同点の際の上位決定項目

年金の大切さ > 具体的 > 好感 の順

- ① 年金の大切さが語られている(0～10点)
- ② 具体的でわかりやすい内容となっている(0～10点)
- ③ 自己の意見が伝わる(好感が得られる)(0～10点)
- ④ 構成が論理的で明快である(文章全体の構成が適切で読みやすい)(0～10点)
- ⑤ 加点(読み終えた後の印象の良さ、総合力など)(0～10点)

注. 軽微な制度の認識誤り、誤字脱字等は減点対象にはしない。

採点 評価表

評価	年金の大切さ	具体的	好感	理論構成	加点
9～10	非常に大切さが伝わり、よく理解している	非常に具体的にわかりやすい	非常に好感が得られる	非常に論理的である	非常に感銘を受ける
7～8	大切さが伝わり、よく理解している	具体的でわかりやすい	かなり好感が得られる	文章が首尾一貫している	かなり感銘を受ける
5～6	大切さが伝わる	具体的である	印象的である	理解できる構成である	感銘を受けるものがある
3～4	大切だと理解している	一部具体的である	自己の考えであるが、印象に残りにくい	読みにくい箇所がある	共感できる
0～2	理解が乏しい	具体的ではない	自己の意見がない	内容の一貫性がない	少し共感できる

令和 年 月 日

日本年金機構
事業推進統括部地域年金事業グループ 宛

会社名：
部署：
審査責任者名：

令和8年度「わたしと年金」エッセイ 審査結果総括表

■全体数量		件	
■審査対象作品		件	(全体数量－(必須項目不可+盗作+共作))
■平均点	全体	点	※審査対象作品●件のみ
	①年金の大切さ	点	
	②具体的	点	
	③好感	点	
	④理論構成	点	
	⑤加点	点	
■必須項目不可	全体	件	
	テーマNG	件	%
	901字未満	件	%
	2,100字以上	件	%
	ストーリーNG	件	%
	判読困難	件	%
	不適切表現(差別用語・制度批判)	件	%
	その他(上記以外)	件	%
■盗作		件	※審査中に判断できたもの
■共作		件	※審査中に判断できたもの

以上

作品概要(Excelファイル)

受付番号	作品概要
00001	<p>記載例(令和7年度「わたしと年金」エッセイ厚生労働大臣賞受賞作品)</p> <p>【遺族年金に関すること】</p> <p>〈年金が父が家族に遺してくれた大きな愛情と生きた証であると気づき、将来は自身も誰かを支えるために年金を納める側になる決意をする作品〉</p> <p>○癌を患っていた父を亡くした後、家族はすぐに働ける状態ではなかったため、遺族年金に頼ることになった。</p> <p>○遺族年金は父が家族のために働き、まじめに年金を納め続けてきたからこそ残った、生きた証だと気づく。</p> <p>○年金制度の本当の意味は、「いなくなっても家族を守ってくれる大きな愛情」だと実感し、将来自身が年金を納める側になったとき、そのお金が誰かの救いになると信じ、前を向いて生きていくと決意する。</p>
00002	<p>記載例(令和7年度「わたしと年金」エッセイ日本年金機構理事長賞受賞作品)</p> <p>【障害年金に関すること】</p> <p>〈突然左脳梗塞となり無職・障害者となった際、障害年金の迅速な受給が希望の光となった経験から、年金制度を「人に優しい相互扶助の仕組み」として社会に伝え感謝して明るく生きていきたいと述べる作品〉</p> <p>○夫の退職直後で収入が減った矢先、突然左脳梗塞を発症し障害者・無職となり、目の前が真っ暗になる。</p> <p>○迅速な障害年金受給の認定と医療費無料化により、次男の大学進学が保証され、希望の光となった。</p> <p>○年金制度が「人に優しい相互扶助の仕組み」であることを身をもって知ったため、その恩恵に感謝し、ネガティブな報道がある中でも、年金支給で生きる希望を感じる人がいることを社会に伝えていきたい。</p>
00003	
00004	
00005	
00006	
00007	
00008	

受付番号	作品概要
00009	
00010	
00011	
00012	
00013	
00014	
00015	
00016	
00017	